

聖籠町訓令第8号

聖籠町事務決裁規程及び聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程及び聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

第1条 聖籠町事務決裁規程（昭和59年聖籠町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第5号から第11号までの規定中「事務管理監及び」を削る。

第2条 聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱（平成23年聖籠町訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、事務管理監」を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。